その要旨及び掲示場所は、

平成二十四年八月三日

山口県知事

\_ 井

関

成

=

通知の内容の要旨

三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明であるた

同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

次のとおりである。

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第

小型船用特定係留施設の指定に関する告示の一部改正 (港湾課).....

Щ

山口県告示第三百三号

П

平成二十四年度採石業務管理者試験の実施 (新産業振興課).........

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)

目

次

(金曜日)

場所定に係る保安林の所在指定施業要件の変更予

的さし保 れて安 た指林 目定と

定施業要件変更に係る指

住 所 氏名又は名称 称林所有者又は登記した権

良一〇二七美祢市秋芳町別府字多々

二〇七六の一

"

"

養水 源 の 涵

萬代

徹文

=

通知の内容を掲示した場所

美祢市役所

山口県告示第三百四号

(森林整備課)………一保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び掲示場所

下関漁港管理計画に関する告示の廃止(漁港漁場整備課).......

送区域及び出漁準備区域を次のとおり指定する 下関漁港管理条例(昭和三十年山口県条例第二十六号)第二条の規定により、

陸揚輸

平成二十四年八月三日

山口県知事 井 関

成

北緯三三度五六分四九秒東経一三〇度五五分〇四秒の点をA点、 岸によって囲まれた水域 から二九九度に引いた線、 三三度五七分〇三秒東経一三〇度五五分一三秒の点をB点とし、A点 (本港地区) X B点から二五二度に引いた線、航路及び陸 域 北緯 積込み、荷 さばき又は の陸揚げ、 鮮魚介類等 利用の目的

域 陸揚輸送区 区域の名称

(南風泊地区)

北緯三三度五七分○九秒東経一三○度五三分○一秒の点を○ □点、北緯三三度五七分○七秒東経一三○度五二分五二秒の点 点、北緯三三度五七分一二秒東経一三〇度五二分五七秒の点を

北緯三三度五七分〇三秒東経一三〇度五二分五六秒の点をG を「点、北緯三三度五六分五六秒東経一三〇度五二分四八秒の H点、北緯三三度五六分五六秒東経一三○度五二分四七秒の点 点、北緯三三度五七分〇四秒東経一三〇度五二分五五秒の点を

点をF点とし、C、D、E、Fを順次結んだ線によって囲まれ をE点、北緯三三度五七分〇四秒東経一三〇度五二分五六秒の

						域	出漁準備区				
た水域	いた線、航路及び陸岸によって囲まれた水域から陸揚輸送区域を除い	順次結んだ線、N点から一八六度に引いた線、〇点から二八五度に引	三六秒東経一三〇度五四分五四秒の点を〇点とし、K、L、M、Nを	七分〇九秒東経一三〇度五五分〇五秒の点をN点、北緯三三度五六分	度五七分〇九秒東経一三〇度五五分一〇秒の点をM点、北緯三三度五	三三度五七分〇七秒東経一三〇度五五分一〇秒の点をL点、北緯三三	北緯三三度五七分〇七秒東経一三〇度五五分一二秒の点をK点、北緯	(本港地区)	た水域	点を亅点とし、G、H、I、亅を順次結んだ線によって囲まれ	
				備	等の出漁準	漁具の補修	油の補給、	氷、水又は			
											-

第 2379

号

### 山口県告示第三百五号

శ్ఠ 下関漁港管理計画に関する告示 (昭和三十年山口県告示第二百七十四号) は、 廃止す

平成二十四年八月三日

山口県知事 = 井 関

成

## 山口県告示第三百六号

の一部を次のように改正する。 小型船用特定係留施設の指定に関する告示 (平成二十二年山口県告示第百四十九号)

平成二十四年八月三日

山口県知事 = 井 関 成

洲鼻物揚場及び洲鼻浮桟橋に係る図を次のとおりとする。

湾管理事務所に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県土木建築部港湾課及び山口県周南港

## (三八一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十四年八月三日から同年十二月三日までの間、山口県商工労働部

平成二十四年八月三日

山口県知事 \_ 井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目二番一二号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所

代表者の氏名

藤田

勝幸

社 大和情報サービス株式会 東京都台東区上野七丁目一四番四号

Ξ 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の	変更に係る事項
福島長男	変
	更
	前
藤田勝幸	変
	更
	後

### 兀 届出年月日

平成二十四年七月二十日

五 変更年月日

平成二十四年四月二日

# (三八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 二十四年三月十六日山口県公告 (ハー) に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成 試験の日時

政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十四年八月三日から同年九月三日までの間、山口県商工労働部商

平成二十四年八月三日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW山口宇部空港店

宇部市東見初町五二五の一二六

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八三) 平成二十四年度採石業務管理者試験の実施

採石業務管理者試験を次のとおり実施します。 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により

平成二十四年八月三日

\_ 井 関 成

山口県知事

試験の場所 山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室及び共用第四会議室

平成二十四年十月十二日 (金曜日)午前十時から正午まで

Ξ 受験資格

年齢、性別、 職歴、 学歴等特別の制限はない

兀 試験の科目

岩石の採取に関する法令 (環境保全関係法令を含む。

岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間

は、十月三日までの消印のあるものは、 平成二十四年九月十二日 (水曜日)から同年十月三日 (水曜日)まで (郵送の場合 有効とする。

受験願書等の提出先

口市滝町 一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)山口県商工労働部新産業振興課

提出書類 受験願書

> $(\Box)$ 齢を記入すること。 た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、 裏面には、 撮影年月日、氏名及び年 出願前六月以内に撮影し

受験手数料

には、消印をしないこと。 八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。 この収入証紙

合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する

得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してそ 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の

の旨を知事に申し出ること。

ル以上のもの)を同封すること。 貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメート と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を ること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 受験願書等の請求は、 山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にす 部請求」

三百九十円	十二部以上二十三部以下
二百四十円	七部以上十一部以下
二百円	四部以上六部以下
百四十円	部以上三部以下
百二十円	部
金額	受験願書等の請求部数

三三一三一五五)にすること。 この試験についての問合せは、 山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三-九 平成二十四年八月三日発行平成二十四年八月三日印刷

発発 行行 人所

山口県知

事庁